

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

東京都学校経営支援センター処務規則（平成 18 年東京都教育委員会規則第 5 号）の一部を下記のとおり、改正する。

記

1 改正理由

東京都西部学校経営支援センター支所の移転に伴い、規定を整備する必要がある。

2 改正内容

同規則第 10 条第 1 項の東京都西部学校経営支援センター支所の項位置の欄を次のように改める。

東村山市本町一丁目二十三番地九

（詳細は以下のとおり）

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）

新旧対照表（抄）

改正案	現行												
<p>第一条から第九条まで（現行のとおり） （支所の名称等）</p> <p>第十条 条例第四条第二項の支所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都東部学校経営支援センター支所及び東京都中部学校経営支援センター支所</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>東京都西部学校経営支援センター支所</td> <td><u>東村山市本町一丁目二十三番地九</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	東京都東部学校経営支援センター支所及び東京都中部学校経営支援センター支所	（現行のとおり）	東京都西部学校経営支援センター支所	<u>東村山市本町一丁目二十三番地九</u>	<p>第一条から第九条まで（略） （支所の名称等）</p> <p>第十条 条例第四条第二項の支所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都東部学校経営支援センター支所及び東京都中部学校経営支援センター支所</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>東京都西部学校経営支援センター支所</td> <td><u>小平市花小金井一丁目六番二十号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	東京都東部学校経営支援センター支所及び東京都中部学校経営支援センター支所	（略）	東京都西部学校経営支援センター支所	<u>小平市花小金井一丁目六番二十号</u>
名 称	位 置												
東京都東部学校経営支援センター支所及び東京都中部学校経営支援センター支所	（現行のとおり）												
東京都西部学校経営支援センター支所	<u>東村山市本町一丁目二十三番地九</u>												
名 称	位 置												
東京都東部学校経営支援センター支所及び東京都中部学校経営支援センター支所	（略）												
東京都西部学校経営支援センター支所	<u>小平市花小金井一丁目六番二十号</u>												
<p>2（現行のとおり）</p> <p>第十一条から第十九条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p>	<p>2（略）</p> <p>第十一条から第十九条まで（略） 別表第一及び別表第二（略）</p>												

3 施行年月日

令和 7 年 9 月 21 日

第五十二号議案

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について
東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和七年七月三十一日

東京都教育委員会

(提案理由)

東京都西部学校経営支援センター支所が移転することに伴い、規定を整備する必要がある。

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

◎ 東京都教育委員会規則第 号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表東京都西部学校経営支援センター支所の項位置の欄を次のように改める。

東村山市本町一丁目二十三番地九

附 則

この規則は、令和七年九月二十一日から施行する。

改正案

現行

<p>第一条から第九条まで（現行のとおり） （支所の名称等）</p> <p>第十条 条例第四条第二項の支所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第一条から第九条まで（略） （支所の名称等）</p> <p>第十条 条例第四条第二項の支所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1236 112 1268 616">名称</th> <th data-bbox="1236 616 1268 1120">位置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1109 112 1236 616"> 東京都東部学校経営支援センター 支所及び東京都中部学校経営支援センター支所 東京都西部学校経営支援センター支所 </td> <td data-bbox="1109 616 1236 1120"> （現行のとおり） </td> </tr> </table>	名称	位置	東京都東部学校経営支援センター 支所及び東京都中部学校経営支援センター支所 東京都西部学校経営支援センター支所	（現行のとおり）	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1236 1120 1268 1646">名称</th> <th data-bbox="1236 1646 1268 2161">位置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1109 1120 1236 1646"> 東京都東部学校経営支援センター 支所及び東京都中部学校経営支援センター支所 東京都西部学校経営支援センター支所 </td> <td data-bbox="1109 1646 1236 2161"> （略） </td> </tr> </table>	名称	位置	東京都東部学校経営支援センター 支所及び東京都中部学校経営支援センター支所 東京都西部学校経営支援センター支所	（略）
名称	位置								
東京都東部学校経営支援センター 支所及び東京都中部学校経営支援センター支所 東京都西部学校経営支援センター支所	（現行のとおり）								
名称	位置								
東京都東部学校経営支援センター 支所及び東京都中部学校経営支援センター支所 東京都西部学校経営支援センター支所	（略）								
<p>2（現行のとおり） 第十一条から第十九条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p>	<p>2（略） 第十一条から第十九条まで（略） 別表第一及び別表第二（略）</p>								